

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業における
助成金交付要件（第4条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和4年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和4年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上